

第 80 回金融商品専門委員会（４月 20 日（水））の議論の概要

～ ディスカッション・ポイントに関連する部分 ～

第 80 回の金融商品専門委員会では、金融資産の分類及び測定プロジェクトに関して、今後の進め方に係る重要な意見をいただいたので、それらを以下で紹介する。

外部専門委員より、以下のような意見があった。

- IASB と FASB のコンバージェンスの方向性が不透明な中、日本基準の検討を性急に進める必要はない。IFRS 第 9 号の再検討を考慮すべきと一部の IASB 理事から発言があったと伝えられており、現行基準を前提に審議を進めるのは慎重であるべき。特に、6 月までに方向性を明確にするのは時期尚早である。
- リサイクリングの問題は会計技術上の問題でなく、概念フレームワークに係る会計観の問題である。もしリサイクリングという考え方を日本では維持していくということであれば、それ以外の部分についても、IFRS 第 9 号の高品質な部分だけ導入するという考え方もある。
- コンバージェンスをストップすべきということではなく、我々としてはまず、IASB と FASB のコンバージェンスが進むようにサポートするのが先決であり、その結果としてできる基準にコンバージェンスしていくべきである。もし FASB の考え方に良い点があれば、積極的に基準設定主体としての立場を持って IASB に意見発信すべき。
- 作成者サイドとしては、短期に大きなジャンプが 2 回あると負担が大きい。もし IFRS 第 9 号再検討の気配があるのであれば、様子を見ながらジャンプは 1 回で済むようにして欲しい。
- 金融機関にとって分類測定の規定は大きな影響を及ぼす。IFRS 第 9 号は実務上の適用方法が確立されていないところがあり、これをどのように具体的に実務に適用していくか困惑している。また、減損やヘッジ会計といった他のフェーズは、分類測定にも密接な関係があり、分類測定の部分に手戻りが発生する可能性に懸念を持っている。
- 公表市場価格のない株式の分類については、【案 1】（公正価値で測定するものとして分類しつつ取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合の適用指針を設ける）の場合のガイダンスの開発にあたり、どのような場合が、取得原価が公正価値の適切な見積りとなるかが重要である。実務者へのヒアリング等を通じて、様々な状況を適切に分類するアプローチを検討し、実務への落とし込みを意識すべき。
- 現時点で、非上場株式については、【案 2】（公正価値を信頼性をもって測定できない場合に取得原価で測定する）が適切と考える。【案 1】のガイダンスの内容によるかもしれないが、無理に公正価値を測定するのでは、コストに見合ったベネフィットがあるのか疑問。
- 公正価値と減損では、期末評価の意味合いが大きく異なる。公表市場価格のない株式

の測定については、現時点ではコメントの中身をよく見て、幅広く検討していった方がよい。

これらに対して、事務局から以下のような回答があった。

- IFRS 第 9 号再検討の気配について今後推移を見守り、動向に応じて慎重に対応する必要がある。IFRS 第 9 号が形成された過程では、我が国も IASB との定期協議やコメントレターの提出等の意見発信を通じて積極的に開発に係わり、その結果、日本の意見もいくつか IFRS 第 9 号に取り入れられた。それが完全に満足いかない結果になったとしても、それを受け入れることが国際的な信認につながる。FASB の考え方が IFRS 第 9 号と異なるから基準開発のプロセスを進めないということではない。むしろ、どのように進めるべきかの問題である。
- 我々は、IASB が IFRS 第 9 号を最終化したことを重く受けとめ、IASB と FASB が行っているプロジェクトの進め方を認識したうえで検討を行っている。IASB も一度固まったものを簡単に変えられるとは思われず、また、変える場合には due process に諮るので、我々もその議論に参画していくことになる。

以上